

垂水警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
市道舞子山手線（サンライズ線）（舞子台8丁目交差点～星陵台中学校前交差点）	9時～20時

◎ 重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
市道舞子多間線（舞子台5丁目交差点～垂水インター前交差点）	9時～22時
県道長坂垂水線（清水通2番2号先交差点～堀割南交差点）	9時～20時
市道商大筋線（商大筋交差点～垂水警察署前交差点）	9時～22時
市道名谷下畑線（桃山台交差点～桃山台5丁目17番先）	9時～20時
県道平野舞子停車場線（管内全線）	9時～22時
国道2号（管内全線）	9時～22時

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
垂水小学校・JR垂水駅周辺	7時～22時
アジュール舞子付近	7時～22時

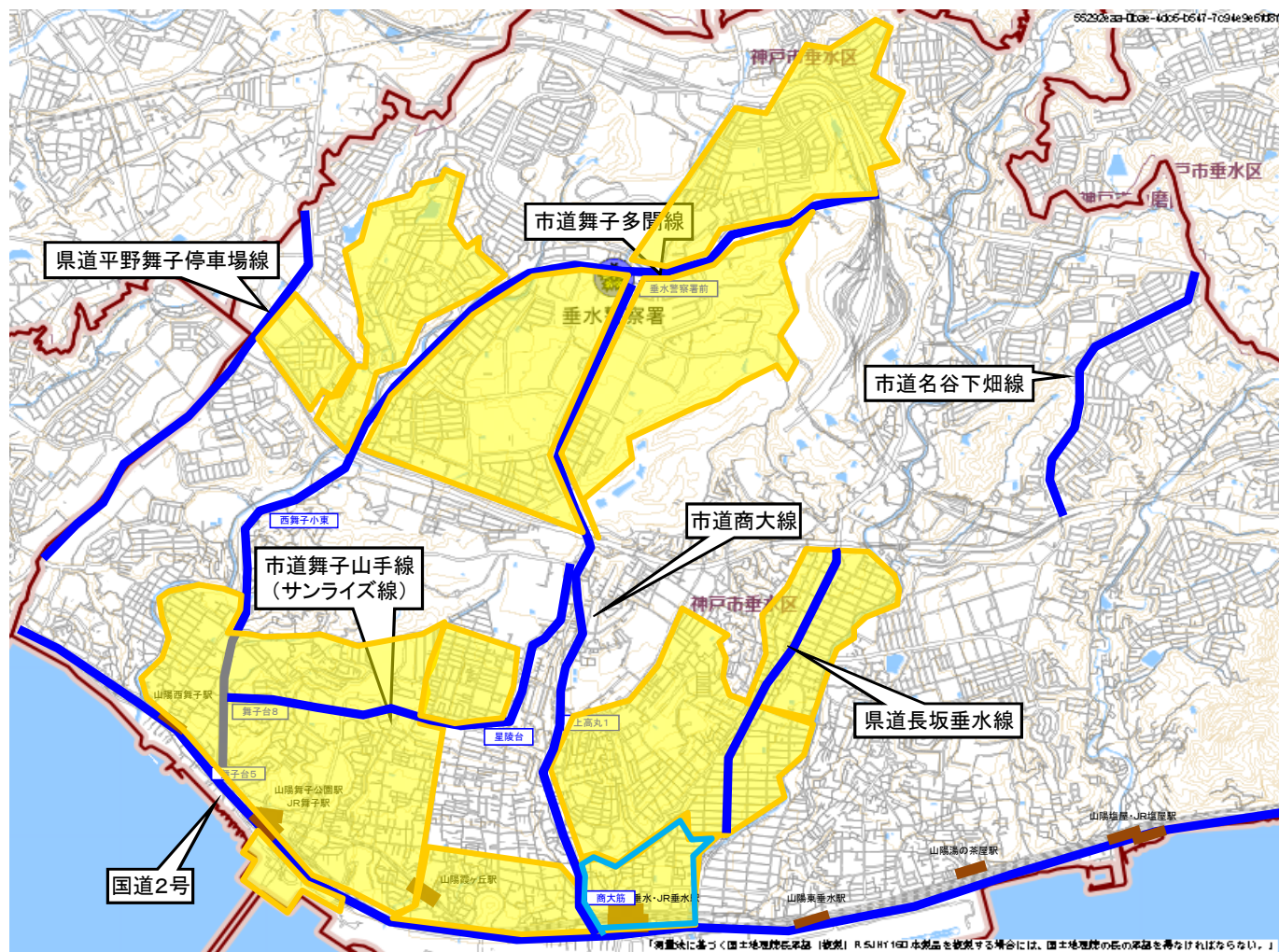
◎ 重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
千鳥が丘小学校・高丸小学校周辺	7時～22時
舞子小学校・東舞子小学校・JR舞子駅・星陵台地区周辺	7時～22時
西脇小学校・多間台小学校・神陵台地区周辺	7時～22時
多間東小学校・小束山地区周辺	7時～22時
本多間小学校・多間南小学校周辺	7時～22時
向陽福田地区周辺	9時～22時

◎ 自動二輪・原付重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
垂水小学校・JR垂水駅周辺	7時～22時

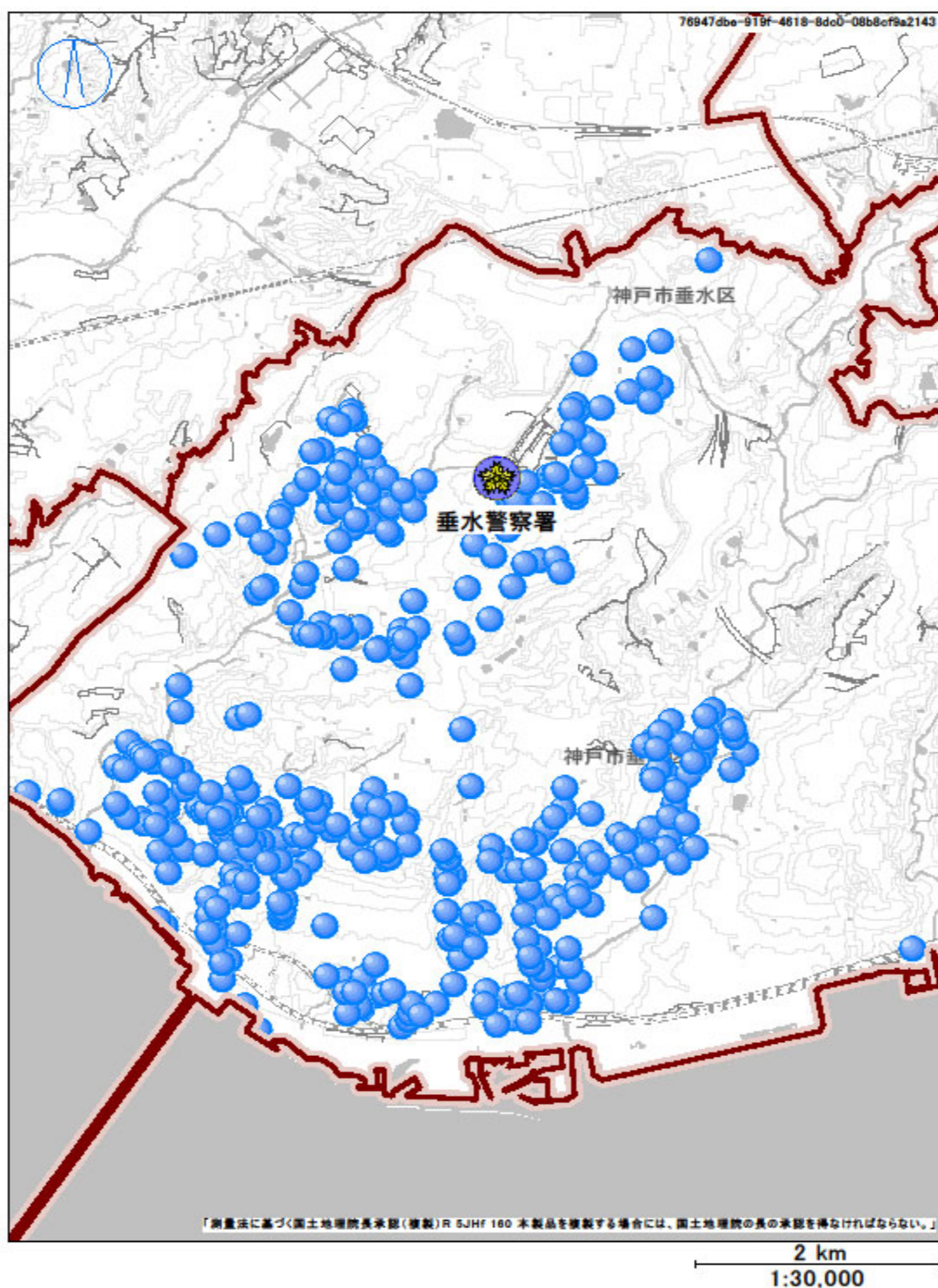
兵庫県垂水警察署
駐車監視員活動ガイドライン



◎ 上図のほか、
国道2号は管内の全線
が駐車監視委活動ガイドラインとして設定されています。

凡 例	最 重 点 路 線	}	
	重 点 路 線		
	最 重 点 地 域	}	
	重 点 地 域		
	二輪車重点地域		

兵庫県垂水警察署 確認標章取付け状況



期間	令和6年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員